



暴追とちぎ

第46号

平成24年5月



▲栃木市・蔵の街 (撮影者 暴力相談委員 吉原丈一)

CONTENTS

- 刑事部長着任あいさつ…………… 1
- 暴力追放県民センターの活動状況…………… 2
- 平成23年度暴力相談事業…………… 3
- 平成23年度不当要求防止責任者講習…………… 4
- 民事介入暴力対策委員会委員ペンリレー

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

宇都宮市本町12番11号 栃木会館内 TEL028(627)2995



刑事部長着任あいさつ

栃木県警察本部

刑事部長 阿久津 優 樹

本年3月16日付けで、警備部長から刑事部長に着任しました阿久津優樹でございます。

皆様方には、平素から、暴力団排除活動を始め警察活動の各般にわたり深いご理解とご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

昨年、公益財団法人の認定を受けた栃木県暴力追放県民センターが、設立20周年を迎えることができましたことも、役員や賛助会員の方々を始めとする各界の皆様方の尊いご尽力のたまものであり、改めてお礼を申し上げます。

さて、近年の暴力団は来日外国人犯罪組織と結託し、組織窃盗等の犯罪を繰り返すなど手口を巧妙化させるとともに、組織への所属を否認するなど潜在化も進んでおります。年々、暴力団構成員等の数は減少傾向にあり、平成23年末は平成4年の暴力団対策法施行以来、最少人数を更新しています。暴力団の潜在化を考慮すれば、この減少傾向が直ちに治安回復に結び付いていると分析するのは早計ですが、皆様方の長きにわたる職域や地域における暴力団排除活動が、近年の暴力団排除条例の全国整備を背景に着実にその輪を拡大させ、暴力団が思うように活動できない社会環境が構築されつつあることには間違いありません。

一方で、暴力団は東日本大震災の被災者を対象とする貸付金制度を悪用した詐欺事件や津波被害により無人となったホテルに侵入して電化製品等を窃取する窃盗事件を繰り返すなどし、また、九州地方では暴力団対立抗争事件や暴力団との関係を遮断しようとする企業を狙ったけん銃発砲事件を敢行しています。

暴力団犯罪を許さないという皆様の気持ちを礎に暴力団排除条例が制定され、栃木県暴力追放県民センターを始め、県や市町の行政機関と民間が一体となって、社会から暴力団を根絶する絶好の機会にある今、皆様の安全をより確実なものとするため、警察は、暴力団壊滅に向けた対決姿勢を更に一層強化していく所存であります。

皆様方には、より一層のご協力をお願い申し上げ、私の着任のあいさつと致します。

暴力追放県民センターの活動状況

★ 理事会の開催

- ・ 3月5日、平成23年度第3回理事会を開催し、平成24年度の事業計画及び収支予算案を審議し、可決承認されました。
- ・ 5月10日、平成24年度第1回理事会を開催し、平成23年度の事業報告及び収支決算について審議し、可決承認されました。



平成24年度の事業計画

1 犯罪被害者救済事業（公益事業 1）

(1) 暴力相談事業

- 警察・弁護士会・センターの連携を強化し、相談業務を行い事案解決を図る
- 警察・弁護士会・センターによる三者協定に基づき民事介入暴力事案処理の促進
- 毎月第三水曜日「弁護士相談の日」開設
- 民事介入暴力1日相談所の開設
- 暴力相談員の研修会開催
- インターネット活用の相談業務の推進

(2) 救済事業

- 暴力団員等の犯罪行為被害者に対する見舞金の支給
- 暴力団事務所明渡訴訟、損害賠償請求訴訟の無利子貸付支援
- 暴力団排除活動推進者に対する資機材の貸出支援

2 暴力団員排除組織支援事業（公益事業 2）

(1) 組織支援事業

- 地域、職域からの暴力団排除活動の支援
- 賛助会員に対する支援と会員募集
- 行政対象暴力の排除

(2) 責任者講習事業

- 公安委員会の委託を受け、不当要求防止責任者講習を開催

3 少年及び離脱希望者支援事業（公益事業 3）

(1) 少年保護活動事業

- 暴力団組織加入強要、勧誘、離脱妨害等、少年に対する暴力団の影響を排除するための諸活動
- 少年指導委員に対する研修会の開催
- パンフレット、チラシ等の作成配布

(2) 暴力団離脱者支援事業

- 暴力団離脱者支援活動
- 社会復帰対策協議会による社会復帰の支援

4 広報啓発及び調査研究事業（公益事業 4）

(1) 広報啓発活動事業

- 機関誌「暴追だより」、暴追マニュアル、暴追ポスター、暴追カレンダー等の作成配布
- 暴排標語表示シートの掲示、バス車内へのステッカーの掲示
- 暴力追放企業セミナーの開催
- インターネットを活用した広報活動

(2) 調査研究事業

- 民事介入暴力対策委員会の開催
- 暴力団に関する情報の収集・分析
- 暴力監視活動の推進

平成23年度 暴力相談事業

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの暴力相談受理・処理状況は、次のとおりです。

1 相談受理件数

受理件数
480件
前年比 -2件



ゆうきくん

2 相談の態様

区 分	件 数	前 年 比
面 接 相 談	239件	-12
電 話 相 談	228件	+4
文 書 による相談	13件	+8
引 継 による相談	0件	-2

3 相談内容

相談の区分	受(処)理別 受理件数		処 理 状 況					
			センター処理		警察引継		弁護士引継	
	23年度	前年比	23年度	前年比	23年度	前年比	23年度	前年比
暴力的要求行為関係	7	-43	4	-39	3	-3	0	-1
刑事事件関係	4	-7	1	-1	3	-6	0	±0
センター事業関係	8	-19	8	-18	0	-1	0	±0
事務所撤去関係	1	-2	0	-1	0	-1	1	±0
離脱・加入関係	6	+1	5	+4	1	-3	0	±0
そ の 他	454	+68	444	+100	8	-17	2	-15
合 計	480	-2	462	+45	15	-31	3	-16

- 暴力的要求行為（暴対法9条）の内容
 - ① 不当債務免除要求行為 3件
 - ② 用心棒料等要求 2件
 - ③ 高金利債権取立行為 1件
 - ④ 利得示談介入行為 1件
- 相談者の主な職種別
 - ① 金融・保険業 245件
 - ② 公益事業 48件
 - ③ 建設業 21件

暴力団排除条例施行に伴う相談の傾向

- 平成23年4月、栃木県暴力団排除条例施行に伴い、各企業から取引相手の属性に関する相談が増加しました。
- 特異な事例として、条例施行前の昨年3月、「暴力団員が年末の門松の注文取りに来た」との相談を受理しました。暴力団も条例を意識して、早めに門松の注文取りに動いたことが分かりました。

平成23年度 不当要求防止責任者講習

- 栃木県公安委員会委託事業の「不当要求防止責任者講習」の開催状況は、次のとおりです。

受講業種	回数	受講者数
行政機関	9回	872名
事業所等	14回	967名
合計	23回	1,809名



平成5年度からの受講者は、延べ22,162名で、平成12年から開始した公務員対象講習の受講者は、延べ6,954名になりました。

- 受講者を対象に不当要求の実態等に関するアンケート調査を行った結果の概要は、次のとおりでした。

区分 年度	行政機関			事業所等		
	回答者数	被不当要求者	比率	回答者数	被不当要求者	比率
23年度	713	40	5.6%	789	55	7.0%

栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員ペンリレー

民暴事件における弁護士の役割

栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会
副委員長 弁護士 亀岡 弘 敬

今回は、民暴事件における弁護士の役割について、簡単にお話しさせていただきます。

一般的な民暴事件において、弁護士は、依頼者から相談を受けた後、相手方である暴力団員等に対し、依頼者の代理人として受任通知を発送します。これにより、相手方を牽制することができます。

それでもなお、相手方が依頼者に対し不当な行為を行う場合には、裁判所に対し、面談禁止等の仮処分を申し立てます。また、相手方の行為が暴力団対策法に定める不当要求行為に該当する場合には、警察に対し、中止命令等の発令を促します。さらに、相手方の行為が犯罪に該当する場合には、警察に対し告訴をします。

このように、弁護士は、民暴事件において、適切な法的対応を行い、また、関係部署に対応を促す役割を担っております。

民暴事件に遭遇された際には、このような役割を担う弁護士の存在を思い起こしていただくと幸いです。

賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

(公財) 栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同しご支援、ご援助いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしています。

● 賛助会費 年額 (口数は、何口でも結構です。)

法人・団体 一口 10,000円

個人 一口 5,000円

● 会員の方には「賛助会員証」の交付、暴追大会、暴追セミナー等の案内、機関誌「暴追とちぎ」・暴力団対策の資料など、暴力団情報等の提供を行っています。

● 入会のお申込みは、事務局へご連絡ください。

賛助会員証



不当要求防止責任者講習 「受講無料」

あなたの職場を暴力団等から守るための講習です。

講習受講手続き

「責任者選任届出書」を事業所の所在地を管轄する警察署の刑事課組織犯罪対策係に提出するか、又は県庁のホームページから電子申請による届出をすることができます。

後日、暴追センターから往復ハガキで講習の案内をいたします。

講習の種別

※選任時講習

責任者に選任された後、概ね1年以内に受講します。

※定期講習

選任時講習後、概ね3年後に受講します。

講習の内容

◎暴力団等反社会的勢力の現状と動向

◎不当要求行為に対する被害防止対策

◎弁護士からみた暴力団対策

等について警察本部刑事課組織犯罪対策第一課、栃木県弁護士会、暴力追放県民センターによる講義のほか、DVDを使用した対応シミュレーションなど、対応要領や被害防止に役立つ体験型の講習を行います。

受講修了書の交付

受講された方には、「受講修了書」及び「責任者選任事業所ステッカー」を交付します。

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター



宇都宮市本町12番11号 栃木会館内

電話 / 028-627-2995

FAX / 028-627-2996

ホームページ <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

暴力相談電話

028-627-2600